

【移転分科会 移転先比較検討資料 ②-2】

「小学校施設整備指針」(平成22年3月改正／文部科学省大臣官房文教施設企画部)
 =学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもの。
 地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計にあたり、指針の関係留意事項に十分配慮する必要がある。

小学校施設整備指針への適合性(教育的見地からの考え方)		中央町駐車場	駅南	成田公園
【指針内容】		評価	評価	評価
校地環境	・洪水, 高潮, 津波, 雪崩, 地滑り, がけ崩れ, 陥没, 泥流等の自然災害に対し安全であることが重要	○	○	○
	・建物, 屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに, 危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要	-	-	-
	・危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要。また, 敷地を造成する場合は, できるだけ自然の地形を生かし, 過大な造成を避けることが望ましい	○	○	×
	・周辺はできるだけ広い範囲で一定幅以上の道路に接することが望ましい	○	○	×
	・現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん, 将来の施設需要に十分対応することのできる面積の余裕があることが望ましい	×	×	×
周辺環境	・頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要	×	×	○
	・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が立地していないことが重要	×	×	○
	・射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要	×	×	○
通学環境	・隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい	○	○	○
校舎配置・構成	・地盤状況を適確に把握し, 災害時等の安全を確保することができるよう各施設部分を配置することが重要	○	○	○
	・将来の各施設部分の施設機能, 施設需要等の変動に応じ, 各施設部分の配置を変更することも可能な柔軟な計画とすることが重要	○	○	○
	・各施設部分について, それぞれの必要とされる機能, 利用形態等に応じ, 適切な日照, 通風その他の自然環境を確保できるよう配置することが重要	×	×	○
	・建物の敷地は, 盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず, かつ, 土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい	○	○	○
	・校舎等の建物は, 3階以下の建築とすることが望ましい	○	○	○
	・校舎, 屋内運動施設等の周囲に, 緊急時の避難, 施設の維持修繕等に必要な一定の空間を確保することが重要	○	○	○
	・緑地の効用を考慮し, 維持管理に十分留意しつつ, 校地面積に応じ, できるだけ広く確保することが望ましい	×	×	△
・施設自体が環境教育の教材として活用されるよう計画することが望ましい	×	×	○	